

## 犯罪・非行領域における臨床的面接の本質

須藤 明\*

### Essence of the Clinical Interview in Crime and Juvenile Delinquency

Akira SUTO\*

#### はじめに

心理臨床家が活動する領域は、医療・保健、福祉、教育、労働・産業、司法・矯正など多岐にわたっているが、その中でも、犯罪・非行の臨床は、他の領域と異なる特有の構造や機能がある。とりわけ、非行少年の更生を巡っては、厳罰か教育的処遇か常に揺れ動く議論の中で、家庭裁判所調査官（以下、「家裁調査官」という）、法務教官等の心理臨床家は、どのように専門性を発揮していくのか、足元を見据えて考えていかねばならない。

本稿では、少年非行を中心にアセスメントから処遇に至る臨床面接が意味あるものとして成立し、展開していく過程を素描し、その本質的な意味について検討を加えたい。

#### 1. 犯罪・非行臨床の目的

犯罪・非行の研究は、きわめて学際的な領域である。犯罪心理学ばかりではなく、犯罪学、刑事政策、社会学、社会心理学、教育学、精神医学など様々な学問からのアプローチがなされる。その中でも犯罪心理学や臨床心理学は、犯罪に至った動機、背景等を理解し、更生に向けた効果的なアプローチを考えていく上で、これ

まで一定の役割を果たしてきた。犯罪の責任能力の有無を鑑定するのは主として精神科医であるが、動機の理解や処遇に関する参考意見を求める情状鑑定に関して犯罪心理学等を専門とする臨床心理学者が鑑定人となっていることから、裁判所から一定の評価を得ていると考えられる（森、2011；須藤、2011）。

犯罪・非行の臨床家の多くは、裁判所、法務省、警察など公的機関に勤務する専門家であるが、最近では行刑施設（刑務所）において民間の臨床心理士が処遇カウンセラー（非常勤公務員）としてかかわることが増えてきている。いわゆる「刑事収容施設法」が2006年5月24日に施行され、実効性の高い積極的な処遇ができるための法整備が出来上がり、単に服役させるだけでなく“処遇”に力を入れるようになってきたためであり、今後も民間の専門家の活用がより図られるようになるであろう。

ところで、犯罪・非行にかかわる専門家がその目的とするところは何であろうか。少年事件と成人の刑事事件では多少力点が異なってくるが、整理すると以下の4点に集約されると思われる。

- ① 社会の安定と秩序の維持

\*人文学部 人間関係学科

- ② 犯罪者・非行少年の更生と社会復帰
- ③ 犯罪や非行の科学的理解
- ④ 被害者、遺族への配慮、ケア

①から③関する再犯防止の観点は、国民の安全、安心にかかわることである。昨今では裁判員制度に象徴されるように、国家に量刑の判断や処遇を委ねるといったパターナリズム *paternalism* の時代から、そのプロセス及び量刑判断に裁判の素人である国民がかかわる時代になってきた。また、④の被害者等への配慮は、徐々に法整備が進んでいるが、これまでどうしても犯罪をする側に焦点を当ててしまうことが多く、被害者の権利その他の法整備や心理的ケアが立ち遅れていたことは否めない。それだけに今後力を入れていかねばならない分野である。

したがって、心理臨床家もこれら目的を達成するための様々な形で一翼を担うことになる。つまり、心理学、医学その他の臨床科学の知見を活用し、多角的視点から犯罪や非行を分析し、再犯予防に至る道筋を見出していくことである。そして、これら実践は透明性と説明責任が常に伴っているものであり、*evidence based practice* の実践が求められている。わが国において2006年以降、法務省が北米で活用されているリスクアセスメントツールを参考にして、主として性犯罪者を対象にした効果検証を始めているのも、その一連の動きと言えよう。リスクアセスメントは、専門家の経験値は当てにならないという発想が根底にある。それを否定するものではないが、リスクの判定はあくまでもマスとしてのリスクである。個別性という観点は乏しい。リスクアセスメントは万能ではないのである。面接が臨床的に成り立っていくためには、人と人との出会いと関係が展開するからであり、そのような下支えがあってこそ、リスクアセスメントも有効に機能すると考えている。

## 2. 面接者と被面接者の非対称性

犯罪・非行臨床の面接は、他領域の臨床と異なり、半ば強制的に始まることに特徴がある。子どもの非行に悩む親が相談機関を訪れることはあるが、問題行動を起こしている本人が自主的に来談することはまれである。多くのケースは、警察に検挙されることを端緒として専門機関とのかかわりが生じる。つまり、本人との意向とは別に半ば強制的に専門家との関係がスタートするのである。したがって、面接は、対等でないという“非対称性の関係”を内包しながら出発点とするのであり、必然的に双方の意識にズレが生じる。例えば、面接者がいかに目の前にいる非行少年の更生を図るために出来得る限りの援助をしたいと誠実に考え、態度で示していても、それは当該少年に届くとは限らない。むしろ、処罰する側の恐い超自我的な対象として見るのが一般的である。20年前であれば、権威に対する反発などを露骨に示してくる少年もいたが、最近では珍しくなってきたため、そのような非対称性が見えにくくなってきている。面接に素直に応じるなど一見問題なく面接関係がスタートしていても、それは少年側の迎合ややり過ぎそうとする態度などであったりすることも少なくない。

ところで、家庭裁判所においては、1960年代後半から Rogers, C. のカウンセリング論が導入され、さらには、土井健郎、小此木啓吾、河合隼雄といった臨床家により精神分析学及びユング心理学が家裁調査官の研修カリキュラムに導入されるとともに、内地留学やグループ・スーパーヴィジョンがなされるようになった。1970年代以降、家裁調査官の面接ではカウンセリング志向に基づいて「あなたの問題について一緒に考えよう。」という導入が盛んに用いられていた。筆者が家裁調査官として入所した1980年代は、このような導入はまだまだ多かったが、

どこか違和感を抱いていたのを覚えている。その後、この感覚を突き詰めて考えていくうちに、面接関係の始まりが、一緒に考えるような対等なものではないという非対象性の構造を認識するに至った。この問題は、後述する役割の二重性 Double Role の問題に行きつくのである。

### 3. Double Role

家裁調査官を例に挙げると、少年事件の適正な処分を決める司法的判断に心理学等の人間科学の専門スタッフとして基礎資料及び処遇意見を提出する役割を担う一方で、少年や家族に対する心理的、ケースワーク的な支援を行うという福祉的・教育的機能を担う役割がある。戦後に誕生した家庭裁判所は、この司法的機能と教育的・福祉的機能の両者を調和させていくことを理念としたのであるが、その後、今日に至るまで「厳罰か教育か」といった2項対立的なテーマとして議論が繰り返されており、古くて新しいテーマなのである。そのような中で、調査官によっては、裁判官を司法的機能の象徴として、家裁調査官を教育的・福祉的機能の象徴として位置づけようとする人もいたが、家裁調査官も司法的な判断に寄与しているのは事実であるから、この考えは、裁くことと援助することという一見矛盾する二つの理念を回避しているに過ぎない。この点に関して、かつて家庭裁判所の医務室技官で家裁調査官の研修に多く携わってきた神田橋（1990）は、家裁調査官を司法と臨床の境界にいるマージナル marginal な存在であり、そこにいるからこそ価値があるとらえたが、卓見である。

裁く側にいながらも、援助する側にも身を置く。重要なことはそのような二つ役割 role に引き裂かれないでいること (being) そのものである。これは、家裁調査官だけの問題ではなく、犯罪・非行にかかわる専門職が直面しなけ

ればならない本質的な課題と考える。このアンビバレンスに持ちこたえられないと、どのようになるのか。たとえば、“立ち直りに向けて頑張っていると思った少年の再犯を裁判官に報告しない”、“当該犯罪の軽重ばかりに目を向けて処遇指針を考えてしまう”など、様々な局面で現われてくるであろう。これらは、究極的に担当者自身の逆転移という問題になるのだが、そのような逆転移を生起させる構造的な問題があることを認識しておくことであり、その構造が役割や機能の二重性といった Double Role の問題なのである。小此木（1960）のいう構造論的認識に基づいて、Double Role にどう向き合い、それを超えていくのか、そこに犯罪・非行臨床の本質があると思う。

### 4. 事例

以下に示す事例はプライバシーに配慮し、複数の事例に基づき本質を損なわないよう再構成したものである。したがって、特定の事例ではないことをお断りしておく。

#### (1) 事例1（少年事例）

##### 【非行概要等】

中学2年生男子。授業の抜けだし、喫煙、花火などの問題行動に加え、注意してきた教師へ暴力をふるったことから家庭裁判所へ送致され、発達その他の心身鑑別をする必要から少年鑑別所入所となった。

家庭は母との二人暮らし。母は、精神的に不安定な人で、少年が小学校時代には問題行動があると激しい体罰を加えていた。中1時には、少年を叱っているうちに興奮し、灯油をかぶって自殺を図ろうとしたこともあった。

##### 【アセスメント】

少年の問題行動は小学校から繰り返され、中学校入学後にエスカレートしている。特に、攻撃的行動は、馬鹿にされた、無視されたと感じ

た時に生じている。今回の教師に対する暴力事件も同様で、校内で最も親しみを感じていた教師に無視されたことに激昂してのことであった。このような愛着の感情を向けても無視されるといった傷つき体験は、幼少時から母子の間で繰り返されてきたと考えられた。

学校側の少年に対するラベリング、身構えといった姿勢は、少年との関係ばかりでなく母との関係も悪化を招いており、「問題行動→学校から母への通報→母のヒステリックな叱責→少年の不満鬱積→学校内での問題行動→…」といった三者間での悪循環が生じていた。

したがって、少年の行動化を防ぐために強い枠組みを設定する一方で、生活点検票その他を活用しての具体的行動の改善を図りつつ、母子関係及び学校も含めた三者関係の悪循環を断ち切っていく介入を行うこととした。週1回の母子同席面接を設定。

#### 【経過】

##### I期（#1～#15）

審判後、少年、母、N教諭（生活指導）と面接 試験観察の方法について説明し、方針と目標の共有化を図る。少年は妙な様子で聞いていった。当初は学校内で大きな問題行動はなかったが、友人との電話の件で母と口論となることがあった。少年は、「お母さんや先生に腹立つことがあるが我慢できている。」と言うのでえ、キレないで頑張っていることを誉める（#4～#5）。その後、母子関係は比較的安定し、母の表情は明るい。ただし、生活点検表の教師の評価欄に×が多くなる（#7～#9）。

母のみ出頭（#10）。生活点検表の教師評価欄に×が多くなり、それですぬたため少年は家にいるという。次回の面接で、少年の自己評価と教師の評価の食い違いについて少年・母と一緒に検討し、○をもらえるよう頑張ることを確認する。#12～#14は、教師から◎を多くもら

えるようになり、少年はとてもうれしそうである。#13では、面接開始時に少年はわざと廊下の柱に隠れ、それを筆者が見つけるといったplayfulなやりとりがでてきた。

##### II期（#16～#21）

母の入院等で不安定となり、この間に同級生の財布から金を抜き取るなどの問題行動が生じる（#15～#20）。その後、生活の立て直しが図られるものの、帰宅時間が遅い等安定しない。#21では、母の「言うことを聞いてくれない」という嘆きに対して少年は、「僕も困っています。お母さんは、やっと退院したのに、お酒と煙草をやめようとしません。」と大きな声で訴える。母は、思わず苦笑いしていた。筆者が「じゃあ、お二人とも頑張らなければならないということですね。」と応答すると、二人とも静かにうなずいていた。

##### III期（#25～#33）

小さな問題行動を起こしながらも、全般的な落ち着きが見られる。学校側も少年の行動パターンが読めてきたため、以前よりも余裕が出ている印象である。その一方で、面接で少年は「お母さんは僕を無視する。自分はビールを買ってくるのに僕にはジュースやお菓子を買ってくれない。」と涙をポロポロと流して訴える。それに対し母は、「遅く帰ってくるからでしょう。私が嫌いなら好きにしたらいい。」と応じ、陰悪な雰囲気になることがしばしば生じた（#25～#27）。そこで、「互いの不満を言葉にできることは喧嘩ではなく、相互理解につながる。」と口論を肯定的にreframeする介入を行った。

以後、このような面接を継続させながら、なんとか卒業までにこぎつけた。卒業直前のセッション（#33）では、卒業アルバムを持参した。少年、母、筆者の3人でアルバムを見ながら中学校生活を振り返る。少年は、「もう少し真面目にやっていたらよかった。」としみると語っ

ていた。

#### 【事例のまとめ】

この面接は、問題行動や再犯が生じた場合には施設収容となる構造の中で行われている。したがって、面接担当者である筆者は、当初、少年にとって懲罰的、超自我的な存在の側面が強かったと思う。しかしながら、面接を重ねていくなかで、与えられた枠組みを守る限りは安心でき、自分の頑張りをほめてくれるという少年のニーズを満たす自己対象（Kohut, 1971）としての存在へと変化していったと考えられる。#13における playful なやりとりから、両者の関係性に変化が生じており、少年が抱く面接者に対する超自我的要素が過度なものから適度なものと徐々に中和化される過程が展開している。つまり、当初の「観察する—観察される」という関係に、「支え—支えられる」、「自己の不満やニーズを出せる」といった自己—自己対象関係という新たな関係性が加わっていったといえる。

#### (2) 事例2（情状鑑定事例）

##### 【概要及び経過】

成人の刑事事件で情状鑑定を行った事例である。情状鑑定とは、犯行の動機、被告人の家庭環境、生活歴、性格・行動傾向等を踏まえて処遇の参考意見を求められる鑑定である。

殺人事件を起こした30代半ばの被告人は、鑑定人である筆者との面接に抵抗を示すことなく、質問にはなんでも答えるといった協力的な姿勢であった。ただ、被告人との間に情緒的なものは感じられず、淡々と面接が進んだ。面接は、心理テストの実施を含めて10回行ったが、次第に被告人は、「俺みたいなクズは世の中に必要ない。楽に死ねたら早く死にたい。」としきりに述べるようになり、また、「俺、刑務所から出たらまたとんでもないことをしてしまう気がする。」と不安を口にした。それは、不遇な家

庭環境、思うようにいかない人生に絶望した被告人の悲痛な叫びであり、鑑定人を圧倒するものであった。被告人の「また、やってしまうかも」という言葉は、鑑定人の見立てからも頷けるところであり、現実味を帯びて鑑定人に迫ってきた。一時的な慰めや励ましの言葉は無効だと感じさせるほど鑑定人の心を強く揺さぶった。

公判期日において、筆者と共同鑑定人の二人で被告人の生活歴、家庭環境、能力面に触れながら、犯行に至る動機や現在の心境、今後の処遇に際する参考意見を述べた。やり直しの可能性に触れながら、生きる希望を失わないでほしいという鑑定人の願望にも近い気持ちも添えた。気づくと被告人は顔を下に向け号泣していた。その後の鑑定人尋問の中で発言を求められた被告人は、「自分のことをこんなに考えてくれる人たちを裏切りたくない。」と述べるとともに、「これ以上人を裏切りたくないから、ずっと刑務所に入れておいてほしい。」と面接で繰り返していた不安も口にした。

鑑定結果は特段被告人の有利となるようなものではなかったが、被告人にとって、これまでの人生も含めて「理解してもらえた」という体験にはなったと思われた。

##### 【事例のまとめ】

被告人が抱える基本的信頼感やアタッチメント形成を巡る根深い問題は、鑑定人との間で味わったポジティブな体験など、簡単に吹き飛ばしてしまうであろう。しかしながら、鑑定人との面接のなかで、被告人が得られていなかった他者との情緒体験がほんの一瞬ではあったが生み出されたのは間違いのないと思われる。そのような関係性は、まだ単なる“点”でしかないが、これがいつしか“線”になっていくことが被告人の人生にとって必要であると思われた。

## 5. 考察

犯罪・非行臨床の面接は、非対称の関係性を出発点としながら、より意味ある体験を通して両者の関係性が変容していく。非対称性という構造に根ざす Double Role の問題は克服するものではなく、そこに踏みとどまりながら、その先に新たな関係性の創出が行われるところに臨床的な意義がある。引き裂かれずに耐えてとどまること、そこから新たな関係が展開すると考えている。

そのような関係性の創出は何によって生じるのか。実のところ、共感や傾聴、面接者の誠実さ、耐性といった面接技法の基本的に立ち戻っていくのではないかと考えている。さらに言えば、関係性の中で両者が動いていく、動かされていくという間主観的な認識論である (Stolorow, Brandchaft, & Atwood, 1987)。具体的には、以下の観点が重要になってくる。

### (1) ホールディング holding

Winnicott (1965) は、環境としての母親と対象としての母親を区別し、ホールディングの重要性を明らかにした。母親は、子供が自由に自分を表現し、安心して遊ぶことができるような心的空間を与えて支える。このホールディングの機能を果たす母親は環境としての母親であり、授乳その他でかかわる母親(対象としての母親)とを区別したのである。この考え方は成人の心理療法でも広く取り入れられているが、非行臨床においては、支える環境 (holding environment) は特に重要である。少年の家庭その他の環境面を適切にマネジメントするとともに面接関係の中でしっかりと少年や親を心理的に支えていくことになる。また、犯罪・非行臨床の性質上、かかわりの期間が限られてくる場合が多く、仮に長期のかかわりが必要と思われても、一定の期間で必然的に終結せざるをえないことを常に意識しておくことである。そのため、

終結する場合の他機関への引き継ぎなどをしっかりと考えておくことが重要になり、その連携ができれば、対象者は抱え続けられていくのである。

### (2) 対象として生き残ること

また、Winnicott (1971) が対象の創造と使用について述べているように、対象は存在しても、使用できる対象となるためには新たに創造されなければならないというパラドックスがある。Winnicott の対象の創造性に関する理論では、乳児-母のユニットの中で、様々な衝動を向けていった結果、母が分離した対象であり、かつ当てになる存在になっていく過程を描写しているが、非行臨床の面接プロセスを語るのも、このような metaphorical な表現ができる。例えば、家裁調査官は少年にとって意味ある対象として初めからそこにいるのではない。少年たちは、約束を破る等の試し行動によって担当者を揺さぶってくることもある。その時、単に重い処分をちらつかせて行動の抑制を図る行動は対象の創造性という観点から自殺行為である。学校現場でも規則を盾にとって生徒指導に終始することが少なからずあるが、これも同様である。非行少年や問題生徒にとって意味ある対象として存在できるようになるためには、対象として生き残らなければならないのである。そのためには、組みしやすすい一方のスタンスに身をおくことをせず、持ちこたえることが必要である。

### (3) New Object と自己対象

乾 (1980) は、思春期・患者の治療について、青年期発達の危機的状況に伴って反復される幼児的葛藤の解消と共に、成長力 (progressive force) の活用が重要であり、そのために治療者が父母とは異なった発達促進的な新しい対象 (New Object) になっていく意義について論じている。乾の理論は非行臨床を念頭においての

ものではないが、その内容は示唆に富んでいる。特にそのような対象が単なる外的な対象像ではなく主観の中で発生することを強調しているが、これはまさに、Kohut (1971) の自己対象 (Self Object)に通じる考えである (須藤、2005)。

Kohut は、自己対象転移を仮死状態であった自己対象ニーズが息を吹き返していったようなものと述べているが、乾の New Object 論は、青年期における自己対象との出会いを論じたものといえよう。人は、身体と同様、心も栄養を得ながら成長していく。「認められる」「ほめられる」「慰められる」「励まされる」「理想化対象と出会える」「共にいてもらえる」といった心の栄養素は、ミラーリング機能、理想化機能、双子機能といった自己対象が果たす機能によって提供される。犯罪や非行に至る人の多くは、このような心の栄養素が十分得られていない。犯罪を行ったことの刑事責任、社会的責任は当然に負うにしても、治療的な援助や支援が必要であり、新たな「自己—自己対象関係」基盤の構築により、次への足がかりが得られていくのである。心理臨床家は、自己対象となりうる存在であることを認識しておきたい。

## おわりに

犯罪・非行臨床に根ざす Double Role の問題を踏まえ、臨床的面接における関係性の変容とその意義について述べた。犯罪・非行臨床で出会う対象者は、その人たちの人生の中のほんのひとコマなのかもしれないが、そこに出会った必然性を生かし、何ができて、どうつなげていくのか、そんなことに思いを寄せながら、非行臨床の哲学や面接を考えていくことは、大変重要である。犯罪や非行という問題を抱えた人たちは、様々な家庭的、生育歴上の課題を抱えてわれわれの前に現れてくる。そこでは、臨床家の誠実さや本気度 (authenticity) が問われるの

であり、それは単なる精神論ではなく、Teicholz, J. G., (2000) が明らかにしているように治療効果をもたらす技法なのである。

(本稿は、第50回日本犯罪心理学会において、シンポジウム「面接法再考—犯罪者、非行少年に向き合う」で発表した内容に加筆したものである。)

## 文献

- 乾 吉佑 (1980) 青年期治療における“new object”論と転移の分析。in: 小此木啓吾編: 青年の精神病理Ⅱ、pp 2490-276。弘文堂
- 神田橋条治 (1990) 家庭裁判所調査官の役割と技術。家庭裁判月報 42(2)、p 1-16、最高裁判所
- Kohut, H. (1971) The Analysis of the Self (水野信義、笠原 嘉 監訳 (1994) 自己の分析。みすず書房)
- 森 武夫 (2011) 情状鑑定について。専修大学法学研究所紀要36号、pp 34-65
- 須藤 明 (2005) 自己心理学から見た非行。現代のエスプリ461、pp 107-115。至文堂
- 須藤 明 (2011) 裁判員裁判における経験科学の役割—情状鑑定事例を通して—。駒沢女子大学紀要第18号、pp 151-159
- Stolorow, R. D., Brandchaft, B., & Atwood, G. E. (1987). Psychoanalytic Treatment : An Intersubjective Approach.(丸田俊彦訳(1996) 間主観的アプローチ—コフォートの自己心理学を超えて。岩崎学術出版)
- Teicholz, J. G. (2000) The Analyst's Empathy, Subjectivity, and Authenticity : Affect as the Common Denominator. (In Progress Self Psychology Voll 6 pp 33-53)
- Winnicott, D. W. (1965) Maturational Processes and the Facilitating Environment (牛島定信 訳 (1977) 情緒発達の精神分析。岩崎学

術出版)

Winnicott, D. W. (1971). *Playing and Reality*  
(橋本雅夫訳 (1979)。遊ぶことと現実。岩崎  
学術出版)